

議案第 8 号

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

渋川市長 高 木 勉

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(渋川市表彰条例の一部改正)

第 1 条 渋川市表彰条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、公平委員会の委員」を削る。

(渋川市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 渋川市職員定数条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、公平委員会」を削る。

(渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「渋川市等公平委員会」を「群馬県市町村公平委員会」に改める。

(渋川市職員団体の登録に関する条例の一部改正)

第 4 条 渋川市職員団体の登録に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「渋川市職員団体（以下「職員団体」という。）」を「職員団体」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「渋川市等公平委員会」を「群馬県市町村公平委員会」に、「提出し」を「、提出し」に改め、同項第 2 号中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項第 1 号中「法」を「、法」に、「により」を「に従い」に改め、同項第 2 号中「により」を「に従って」

に改める。

第3条中「登録を」を「、登録を」に、「申請をした」を「、申請をした」に改める。

第4条第1項中「公平委員会」を「、公平委員会」に改め、同条第2項中「正副」を「、正副」に改め、同条第3項中「により」を「に従い」に改める。

(渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年渋川市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表公平委員会委員の項を削る。

(渋川市等公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の廃止)

第6条 渋川市等公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(平成18年渋川市条例第242号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴い、関係条例の一部を改正し、及び廃止しようとするものである。

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市表彰条例（平成18年渋川市条例第4号）の一部改正
 （第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被表彰者の範囲） 第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。 （1） （略） （2） 教育委員会の委員、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員、 _____、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の職に 満16年以上在職したもの （3）～（5） （略）</p>	<p>（被表彰者の範囲） 第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。 （1） （略） （2） 教育委員会の委員、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員、 <u>公平委員会の委員</u>、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の職に 満16年以上在職したもの （3）～（5） （略）</p>

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市職員定数条例（平成18年渋川市条例第27号）の一部改正
 （第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会等に常時勤務する職員（副市長及び教育長を除く。）及び公営企業の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会等に常時勤務する職員（副市長及び教育長を除く。）及び公営企業の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年渋川市条例第39号）の一部改正
 （第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公平委員会の報告） 第4条 <u>群馬県市町村公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）は、毎年7月末までに市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p>	<p>（公平委員会の報告） 第4条 <u>渋川市等公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）は、毎年7月末までに市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p>

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

渋川市職員団体の登録に関する条例（平成18年渋川市条例第41号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、<u>職員団体</u>の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第2条 職員団体が群馬県市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して、<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>全て</u>の事務所の所在地</p> <p>（3） （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1） 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、<u>法第53条第3項の規定に従い</u>決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類</p> <p>（2） 法第53条第4項の規定に<u>従って</u>組織されていることを証明する書類</p> <p>（登録の通知）</p> <p>第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、<u>登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知</u>しなければならない。</p> <p>（規約等の変更又は解散の届出）</p> <p>第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、<u>公平委員会に書面をもってその旨を届け出</u>なければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、<u>渋川市職員団体（以下「職員団体」という。）</u>の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第2条 職員団体が<u>渋川市等公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>すべて</u>の事務所の所在地</p> <p>（3） （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1） 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、<u>法第53条第3項の規定により</u>決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類</p> <p>（2） 法第53条第4項の規定に<u>より</u>組織されていることを証明する書類</p> <p>（登録の通知）</p> <p>第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、<u>登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知</u>しなければならない。</p> <p>（規約等の変更又は解散の届出）</p> <p>第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、<u>公平委員会に書面をもってその旨を届け出</u>なければならない。</p>

- 2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副 2 通の届出書を提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第 5 3 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。
- 4 (略)

- 2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副 2 通の届出書を提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第 5 3 条第 3 項の規定により決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。
- 4 (略)

群馬県市町村公平委員会の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年渋川市条例第44号）の一部改正
 （第5条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行														
別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 日額報酬 <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 8 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0	（略）		別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 日額報酬 <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>公平委員会委員</u></td> <td style="text-align: right;"><u>6, 8 0 0</u></td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: right;">6, 8 0 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	<u>公平委員会委員</u>	<u>6, 8 0 0</u>	固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0	（略）	
区分	報酬額														
固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0														
（略）															
区分	報酬額														
<u>公平委員会委員</u>	<u>6, 8 0 0</u>														
固定資産評価審査委員会委員	6, 8 0 0														
（略）															